

西宮市立こども未来センター介助通園タクシー利用要綱

(目的)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター介助通園実施要綱（以下、「介助要綱」という。）第6条の規定により、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門における介助通園実施のための費用に関する細目を定める。

(費用の算定)

第2条 介助通園実施による保護者の負担する費用（以下、「負担額」という。）は、次のとおり算定する。

- (1) センターから園児の自宅まで、送迎に要する費用のうち園児が乗車していない区間の半額とする。
- (2) その額は平均額（以下、「単価」という。）をもって算定するが十円未満は切り捨てる。

(単価の確認)

第3条 第2条の規定により算出された単価は、介助要綱第2条の対象児の保護者（以下、「保護者」という。）の確認を得るものとする。

(負担額の確認)

第4条 こども未来部長は、該当月の介助通園の実施状況を添付し、保護者に負担額を通知する。

(支払い)

第5条 保護者は負担額を確認するとともに、速やかにこども未来部長に負担額を支払うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項や疑義が生じた時は、こども未来部において協議し決定する。

付 則 この要綱は平成7年4月1日より実施する。

付 則 (平成27年4月1日改正)

この要綱は平成27年4月1日より実施する。

付 則 (平成27年9月1日改正)

この要綱は平成27年9月1日より実施する。